

電子縦覧対象業務委託

令和 8 年度

現場調査あり

業務番号.....線第 77.0.1 号

.....青森県総合運動公園費用対効果分析.....業務委託

特記仕様書

1. 設計図書に対して質問がある場合は青森県東青県土整備事務所 都市施設課あてに質問書を入札執行日5日前の12時00分までに提出して下さい。
2. 回答書は入札執行日3日前の12時00分までにFAXで回答します。
(上記1. 及び2. の日数には、土日及び祝祭日は含みません。)
3. 回答は、質問書を提出した会社を含め全社に通知します。
4. 質問書提出以外の問い合わせには回答いたしません。

【電話による質問や来所での質問等は、ご遠慮願います。】

.....青森 市 大字 安田外 地内

青森県東青県土整備事務所

第 1 章 総 則

第 1 条 共通仕様書等の適用

本業務の施行にあたっては、青森県県土整備部制定「設計業務等共通仕様書」によるほか、特記仕様書に基づき実施しなければならない。

共通仕様書と特記仕様書が一致しない条項は、特記仕様書が優先する。

第 2 条 委託業務日数又は履行期限

1. 業務日数 日
2. 履行期限 令和 9 年 3 月 2 5 日

第 3 条 照 査 技 術 者

本業務については照査技術者を配置すること。

第 4 条 打 ち 合 わ せ 等

設計業務着手時、設計業務の主要な区切り、及び設計業務完了時において行う打ち合わせは、...3...回とする。設計業務の主要な区切りは、調査職員と打合せのうえ決定することとする。

なお、設計業務着手時及び設計業務完了時の打ち合わせには、管理技術者及び照査技術者が立ち合うものとする。

第 5 条 設 計 業 務 計 画

本業務における業務計画書は、第 1 回打ち合わせ後、速やかに提出するものとする。

第 6 条 資 料 の 貸 与

貸与する図書及びその他の関係書類は下記のとおりとする。

H26 第 7252 号新青森県総合運動公園外費用対効果等調査業務委託 成果品

その他、必要な書類があれば調査職員に求めること。

第 7 条 履 行 報 告

受注者は、契約書第 1 5 条の規定に基づき、履行状況を別に定める様式に基づき作成し、調査職員に提出するものとする。

第 8 条 「参考資料」

特記仕様書の外に提示する「参考資料」は、指名参加業者の迅速な見積もりに対しての一資料であり、委託契約上は拘束力を生じさせるものではないことに留意して下さい。

第 2 章 業 務 内 容

第1条 設 計 条 件

設計条件は、下記のとおりとする。

工 種 作 業 条 件

.....
詳細は（別紙）業務詳細のとおり。
.....

第2条 B I M／C I Mの活用について

本業務は、「青森県県土整備部所管土木事業におけるB I M／C I M活用実施要領」に基づき、受注者の希望により3次元モデルを活用できるものとする。

3次元モデルの活用を希望する場合は、業務受注後、調査職員と目的、活用内容、仕様及び費用等について協議すること。

費用は、発注者が必要と認めるものに限り設計変更の対象とする。

第3条 そ の 他

- － 1） 完成検査の予定については、実施予定の前月15日までに予定日を調査職員に報告のこと。
- － 2） 色彩等の景観の検討については、青森県景観条例に基づき、「青森県公共事業景観形成基準」及び「青森県景観色彩ガイドプラン」を遵守しなければならない。
- － 3） 防犯に配慮した環境の検討については、「防犯に配慮した設計ガイドライン」を遵守しなければならない。
- － 4） 「青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例」（青森県リサイクル製品認定制度）第9条第1項の規定により制定された、「青森県認定リサイクル製品優先使用指針」を遵守しなければならない。
- － 5） 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。
- － 6） 本業務は、ウィークリースタンス等の実施対象業務である。実施にあたっては、「県土整備部発注設計業務等におけるウィークリースタンス等の実施について」に基づき、受発注者相互に協力し取り組むものとする。

<整備企画課 HP><https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/hatarakikata.html>

- － 7） 本業務では、情報共有システムを利用することを原則とする。

なお、システムの利用に適さない場合は、調査職員との協議によりシステム利用の対象外とすることができる。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/hatarakikata.html>

第 3 章 成 果 品

第1条 成果品の提出

成果品は共通仕様書で定める他、次のものを提出すること。

1. 報告書

（1）電子媒体（CD-ROM） 2部

（2）紙媒体（簡易なファイルにとじたもの、図面含む） 2部

2. その他

（1）現地調査写真集 2部(報告書電子媒体に含む)

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

設計業務等に関する提出書類一覧表

(1) 契約書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
建設管理課	業 務 工 程 表	契 約 後 1 4 日 以 内	1	3 条
建設管理課	管 理 技 術 者 通 知 書	契 約 後 遅 滞 な く	1	10 条
調査職員	業 務 履 行 報 告 書	毎月 1 回、調査職員の指定日	1	15 条
調査職員	完 成 届	業 務 を 完 了 し た と き	1	32 条
調査職員	業 務 成 果 引 渡 書	引 渡 の と き	1	32 条
調査職員	請 求 書	引 渡 の と き	1	33 条

(2) 契約書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
建設管理課	照 査 技 術 者 通 知 書	設計図書で定められている場合、契約後遅滞なく	1	11 条
建設管理課	管理(照査)技術者変更通知書	変 更 の 都 度	1	10 条・11 条
調査職員	貸 与 品 借 用 書	貸 与 時	1	16 条
調査職員	貸 与 品 返 還 書	返 還 時	1	16 条
調査職員	履行期間の変更請求書	変更を必要とするとき	1	23 条
調査職員	部 分 使 用 同 意 書	発注者が部分使用を請求したとき	1	34 条
調査職員	指定部分に係る（又は、引渡部分に係る）業務完了報告書	設計図書に定められた期日	1	38 条

(3) 仕様書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
調査職員	業 務 計 画 書	契 約 締 結 後 1 4 日 以 内	1	1112 条
調査職員	業 務 打 合 簿	そ の 都 度	1	(契)2 条 (仕)1110 条他

(4) 仕様書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
調査職員	担 当 技 術 者 届	担当技術者を定めた場合	1	1109 条
調査職員	担 当 技 術 者 変 更 届	そ の 都 度	1	1109 条
調査職員	照 査 報 告 書	業 務 完 了 後	1	1108 条
調査職員	身 分 証 明 書 交 付 願	必 要 な 時	1	1116 条
調査職員	事 故 報 告 書	事 故 が 発 生 し た と き	1	1132 条
調査職員	新 技 術 活 用 計 画	NETIS 登録技術の活用を希望するとき	1	1139 条
調査職員	活 用 効 果 調 査 票	業 務 完 了 後	1	1139 条
調査職員	生 産 性 向 上 提 案 書	後段階の設計において一層の生産性向上の検討の余地が残されている場合	1	1209 条

1. 業務の目的

本業務は、青森県総合運動公園整備事業に伴って発生する効果を定量的に把握し、費用便益分析を行うものである。

2. 業務の適用範囲

費用対効果の分析は、「改訂第4版 大規模公園費用対効果分析手法マニュアル（国土交通省都市局公園緑地・景観課）平成29年4月（令和6年3月一部改訂）」（以下、マニュアルという。）に準拠して行うものとする。なお、分析作業に使用する諸数値は、原則として既存・公表資料を活用するものとします。

【貸与資料】

- ・対象・競合公園の整備概要（整備履歴、面積、施設、利用料金、管理図他）
- ・青森市都市計画図（1/25000）及び管内図
- ・人口・世帯数（部分供用時、特定年度）／国勢調査、将来の人口・世帯数
- ・その他（事業計画等）

【分析対象範囲】

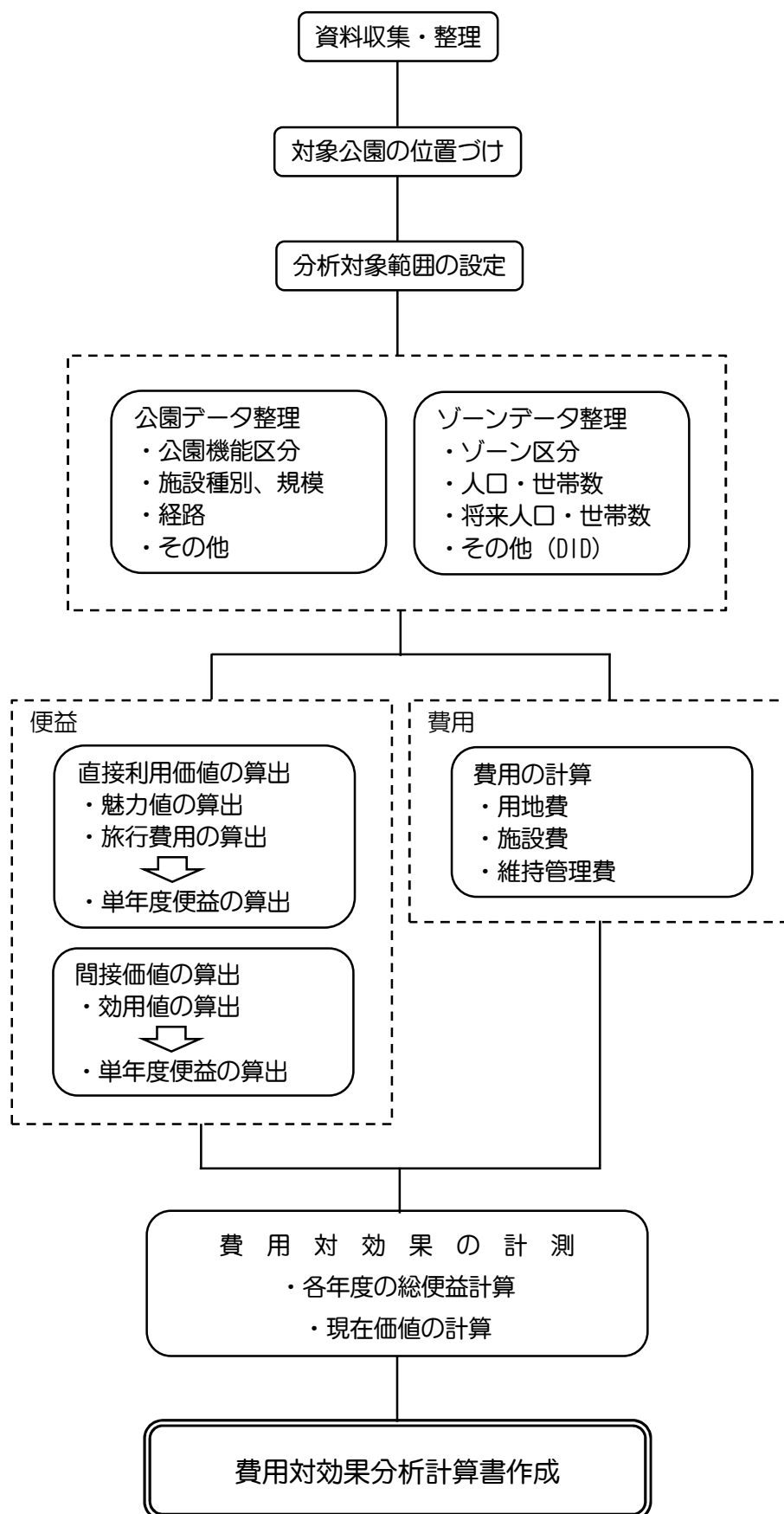
- ・調査対象範囲は対象公園より40kmを誘致圏とし、12市町村とします。
- ・対象公園：青森県総合運動公園
- ・競合公園：新青森県総合運動公園の他11公園

以上の13公園を対象とし検討します。（P5～6：参考資料2～3 参照）

3. 業務の実施項目

- 1) 資料の収集・整理
- 2) 対象公園の位置づけ（公園機能の整理）
- 3) 分析対象範囲の設定（競合公園の抽出）
- 4) 公園データの整理（対象公園及び競合公園／P4：参考資料1、P6：参考資料3 参照）
- 5) ゾーンデータの整理（年齢階層別人口、世帯数、DID 面積）
- 6) 直接利用価値の算出
 - ・魅力値の算出
 - ・旅行費用の算出（移動費用、利用料金）
 - ・単年度便益の算出
- 7) 間接利用価値の算出
 - ・効用値の計算
 - ・単年度便益の算出
- 8) 費用の計算
- 9) 費用対効果の計測
- 10) 費用対効果分析計算書の作成（マニュアルの参考資料の様式へ記入）

4. 業務の手順



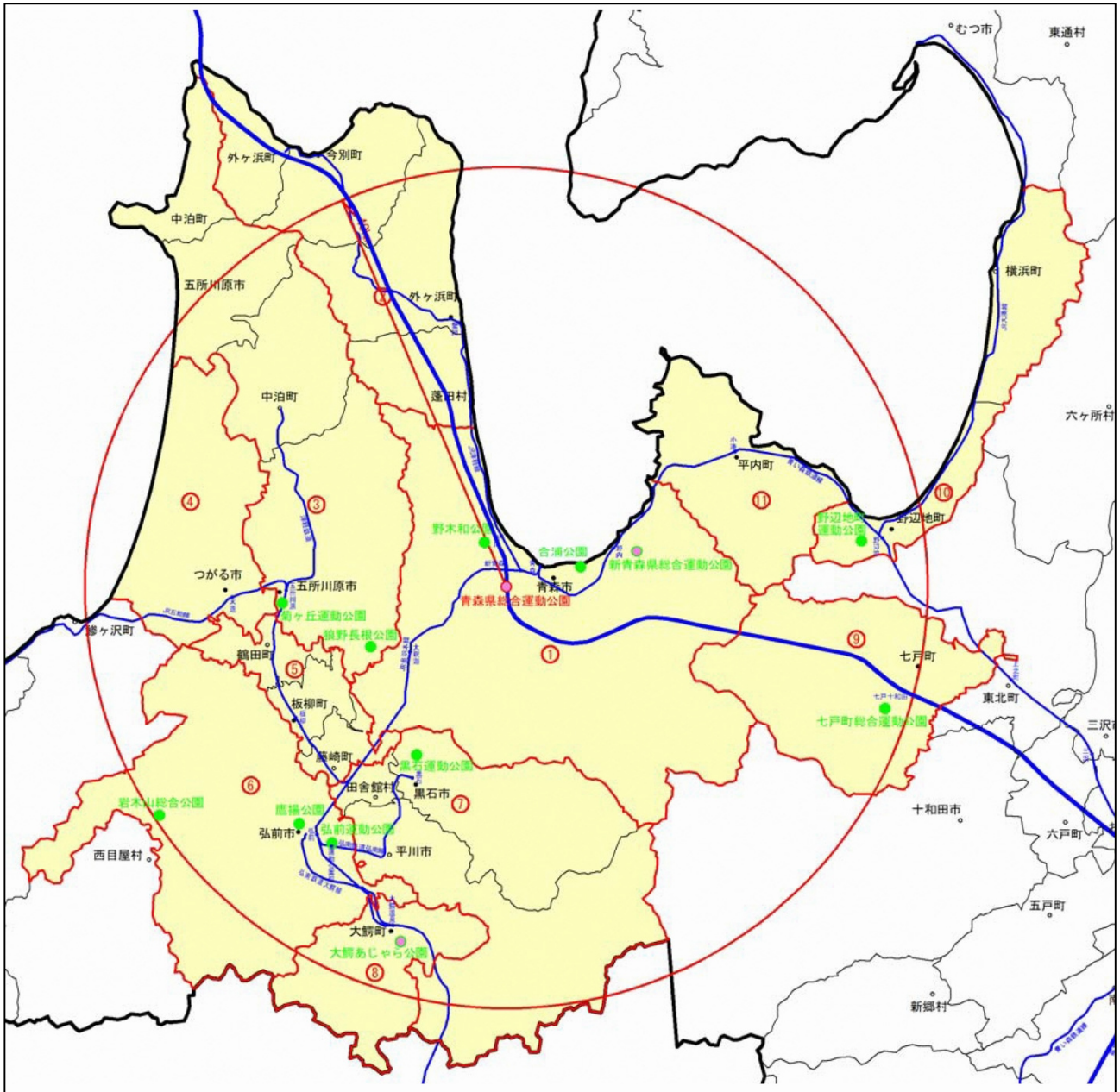
◆ 参考資料 1

収集する公園の施設・機能・規模・料金情報

魅力 7 分類		機 能		規 模	料金／回
1	園路広場	広場（多目的広場・芝生広場）		約 ha	
2	修景施設	庭園・花壇・水面積 （湖沼・池・滝・流れ）		約 ha	
3	休養施設	キャンプ場・オートキャンプ場		約 ha	
4	遊戯施設	ボート		ボート 台	
		フィールドアスレチック		約 ha	
		遊具ゾーン（ジャングルジム等）		約 ha	
		アミューズメントゾーン （動力付き遊具）		約 ha	
5	運動施設	プール・アイススケート	競技用	屋外・屋内（25m コース・50m コース） コース数	
			アミューズメント用	屋外・屋内 約 m ²	
		サイクリング		全長 km	
		テニスコート		面	
		トレーニングセンター・ジム		m ²	
		パターゴルフ場		ホール数	
		体育館		※アリーナ面積 （プール、トレーニングセンターは除く） 約 m ²	
		陸上競技場		約 ha 陸上競技・サッカー・ラグビー・その他	
		サッカー・ラグビー専用グラウンド		面 サッカー・ラグビー	
		野球場（野球・ソフトボール等）		面	
		ゲートボール場		コート	
6	教養施設	動物園		約 ha	
		水族館		m ²	
		植物園		約 ha	
		緑の相談所		ある（一日あたり相談員数 人） ・なし	
		野外音楽堂・野外劇場		収容人数 人	
		博物館		m ²	
		美術館		m ²	
		図書館		m ²	
		研修所・教室		m ²	
7	その他の施設	展望施設・休憩施設		m ²	
		ホール・集会場等		m ²	

◆ 参考資料 2

調査対象範囲は対象公園より40kmを誘致圏とする。



(1) 対象競合公園及びゾーンの組合せ

番号	公園名称	所在地	ゾーン											公園種別	計画面積 または 開設面積 (ha)	誘致 距離 (km)							
			青森市	外ヶ浜町	今別町	蓬田村	五所川原市	中泊町	つがる市	板柳町	鶴岡町	藤崎町	弘前市				黒石市	平川市	田舎館村	大鰐町	七戸町	野辺地町	横浜街
1	青森県総合運動公園	青森市	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	広域	74.80	40.0
2	新青森県総合運動公園	青森市	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	広域	81.20	40.0
3	合浦公園	青森市	○																		総合	17.00	
4	野木和公園	青森市	○																		総合	33.90	
5	狼野長根公園	五所川原市					○	○	○			○									総合	32.80	
6	菊ヶ丘運動公園	五所川原市					○	○	○												運動	11.20	
7	鷹揚公園	弘前市							○	○	○										総合	49.20	
8	弘前運動公園	弘前市							○	○	○										運動	28.20	
9	岩木山総合公園	弘前市								○											総合	28.42	
10	黒石運動公園	黒石市							○	○	○										運動	16.50	
11	大鰐あじやら公園	大鰐町	○			○	○	○	○	○	○										広域	249.90	
12	七戸町総合運動公園	七戸町											○	○							運動	11.80	
13	野辺地町運動公園	野辺地町												○	○	○	○	○	○		運動	15.50	

(注) 名称、面積等は青森県の都市計画【資料編】(2025年3月31日現在)より

(2) 部分供用開始の有無

- 部分供用は有りとします。

(3) 将来の人口・世帯数

- 青森市、外ヶ浜町、今別町、蓬田村、五所川原市、中泊町、つがる市、板柳町、鶴田町、藤崎町、弘前市、黒石市、平川市、田舎館村、大鰐町、七戸町、野辺地町、横浜町、平内町の統計資料及び国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口・世帯数から設定するものとする。